

16. 運賃・公共料金の割引

※詳しくは各会社へお尋ねください。

(1) JR 問合せ JR 九州羽犬塚駅《TEL》0942-52-5090

- 身体障害者手帳（第1種）所持者
- 療育手帳A所持者
- 精神障害者保健福祉手帳（第1種）所持者

	種 類	割引率	備 考	購入条件
本 人 単 独 時	普通乗車券	5割	・片道101kmを超える区間に限り割引。	手帳提示 (コピー不可)
	バス普通運賃	5割		
本人と その介護者 同行時	普通乗車券	5割	・介護者がいる場合は101km以内でも割引。 ・介護者の方はお1人のみ割引適用。	
	普通回数乗車券		・バスは割引なし。	
	定期乗車券		・12歳未満の障害児の介護者のみ通勤定期乗車券を適用。	
	普通急行券		・特急券・グリーン券・寝台券などの割引なし。	
	バス普通運賃	5割		

- 身体障害者手帳（第2種）所持者
- 療育手帳B所持者
- 精神障害者保健福祉手帳（第2種）所持者

対 象	種 類	割引率	備 考	購入条件
本 人 単 独 時	普通乗車券	5割	・片道101kmを超える区間に限り割引。	手帳提示 (コピー不可)
	バス普通運賃	5割		
本人と その介護者 同行時	定期乗車券	5割	・12歳未満の障害児の介護者のみ通勤定期乗車券を適用。	

(2) 西鉄電車 問合せ 西日本鉄道《TEL》0570-00-1010

- 身体障害者手帳（第1種）所持者
- 療育手帳A所持者
- 精神障害者保健福祉手帳（第1種）所持者

	対象	普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券	条件
おとな	本人	5割	5割	手帳提示
	介護者		大人通勤に限り5割	
こども (12歳未満)	本人	5割	—	
	介護者		大人通勤に限り5割	

- 身体障害者手帳（第2種）所持者
- 療育手帳B所持者
- 精神障害者保健福祉手帳（第2種）所持者

	対象	普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券	条件
おとな	本人	5割	—	手帳提示
こども (12歳未満)	本人	5割	—	
	介護者	—	大人通勤に限り5割	

(3) 西鉄バス 問合せ 西日本鉄道《TEL》0570-00-1010

- 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

対象	種 類	割引率	備 考	条件
本 人	普通旅客運賃	5割	介護者・定期券割引は お問い合わせください。	手帳提示

(4) 堀川バス 問合せ 堀川バス《TEL》0943-23-2115

- 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

対 象	種 類	割引率	備 考	購入条件
本 人	普通乗車券	5割		手帳提示
	回数券	5割		割引証要
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	
介 護 者 ※本人手帳が第1種、精神は1級の場合のみ適用	普通乗車券	5割		手帳提示
	回数券	5割		割引証要
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	

(5) 航空運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方。
問 合 せ	手続き方法や割引額等については、各航空会社へお問い合わせください。

(6) NHK受信料の減免

	全額免除	半額免除
	[障害者の方を 世帯構成員にする場合]	[障害者の方が世帯主で 受信契約者の場合]
身体障害	・世帯構成員全員が市町村民 税非課税	・視覚・聴覚障害者
知的障害		・身体障害者手帳 1・2 級
精神障害		・療育手帳 A ・重度の知的障害と判定された方
		・精神障害者保健福祉手帳 1 級
手続きに必要な もの	・お持ちの障害者手帳	
問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

(7) 有料道路の割引

	対 象 者	割引率
自分で運転	・身体障害者手帳（第1種・第2種）の交付を受けている方	5割
介護者が運転	・身体障害者手帳（第1種）の交付を受けている方 ・療育手帳（A判定）の交付を受けている方	
手続きに必要なもの	① 手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証（本人運転の場合のみ）	
	〔ETCを利用する場合〕 ④ ETCカード（障害者本人名義） ⑤ ETCセットアップ証明書	
	▶ETCカードは名義人が障害者ご本人のもの1枚に限定されます。▶ 未成年の方で障害者ご本人が運転しない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。	
※割引を受けるためには、事前に登録が必要です。 ※登録できるのは1台のみであり、営業用の車など対象にならないものもあります。 ※有効期限が切れる前に、更新の手続きが必要になります。期限の切れる2ヶ月前から手続きができます。		
問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

(8) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、タクシー乗車に際し、手帳を提示した場合に適用されます。(個人タクシー等は適用がない場合があります)	
割引率	メーター表示額の1割
問 合 せ 詳しくは各タクシー会社か(株)福岡県タクシー協会 《TEL》092-474-8340 へお問い合わせください。	

(9) 重度障害者タクシー利用券助成

小型のタクシーの初乗り運賃分を助成します。月4枚単位で、申請した月からその年度が終了する月までのチケットを交付します。筑後市と契約をしているタクシー会社で利用できます。	
対 象 者	次の条件をすべて満たす在宅の方。 ▶前年度の市民税非課税世帯である。 ▶自動車税(軽自動車税含む)の減免を受けていない。 ▶次のいずれかの手帳を持っている。 ①身体障害者手帳の1級・2級 ②療育手帳のA判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※施設の入所者や入院中の方は対象外です。
手続きに必要なもの	障害者手帳 ※代理申請をする場合は、代理者の本人確認ができるもの(運転免許証等)が必要です。
問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

(10) 郵便料金の割引

点字等郵便物(第4種郵便物)の無料制度	点字郵便・盲人用録音物を郵送する場合、3kgまで無料です。
点字郵便小包	点字郵便物では送れない点字物を、小包として送る場合に減免があります。
心身障害者(児)団体用郵便物(低料金第3種郵便物)	郵政局の認可を受けた第3種郵便で、心身障害者団体の発行する定期刊行物を郵送する場合は低料金で送れます。
聴覚障害者用小包郵便物制度	聴覚障害者用ビデオテープ・DVD(画面に字幕や手話が挿入されたもの)を内容とする小包郵便(30kgまで)を低料金で送れます。
問 合 せ 日本郵便株式会社 筑後郵便局 《TEL》0942-53-2042	

(11) 青い鳥郵便はがき無料配布

身体障害者手帳（１・２級）、療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている方に、郵便はがきを一人につき２０枚まで無料で配布します。	
申込み時期	毎年４月ごろで、約２ヶ月間です。
問 合 せ 日本郵便株式会社 筑後郵便局 《TEL》 0570-943-668	

(12) 無料番号案内（ふれあい案内）

視覚や上肢など障害のある方、知的障害、精神障害のある方の番号案内（１０４番）利用が無料になる制度です。事前に登録が必要です。	
対 象 者	○身体障害者手帳 視覚障害の１～６級を持っている方 ○身体障害者手帳 上肢・体幹障害の１～２級を持っている方 ○療育手帳・精神保健福祉手帳をもっている方
問 合 せ NTTまで TEL 0120-104-174	

(13) 携帯電話の割引

NTTドコモ・au・ソフトバンクなどで、携帯電話サービスの割引があります。	
対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方（１人１回線に限る）
問 合 せ 詳しい内容や手続きなどは、各社取扱店へ直接問い合わせてください。	